

19年安全講習会（A講習会）

（議事録）

平成19年2月3-4日
サンメンバーズ熱海
熱海商工会議所会議室
熱海スパマリーナ

参加人員 32名 名簿は別紙
配布資料 SR2007-2008（暫定版）
16年度臨時安全講習会資料
JSAF特別規定アドバイザー対応マニュアル
アドバイザー申請書
ORC特別規定アドバイザー認定制度
アドバイザー認定書
JSAF特別規定年度内新規申込書
JSAF特別規定カテゴリー変更申込書
JSAF-SR STANDARD INSPECTION SHEET

本講習会にて決定された事項

1、カテゴリー登録制度の運用

特別規定申し込みは所属艇の登録加盟団体にFAXで行う
登録加盟団体は適宜アドバイザーの指定を行う（他の加盟団体所属のアドバイザーも含む）
アドバイザーがどの船の確認に立ち会うかの制限は設けない
アドバイザーと艇で日程の調整を行いSR確認を実施する
終了後、艇の責任者が納得が行けばアドバイザーはjsaf-sr standard inspection sheetに艇の責任者とともに署名を行う。その際、艇側はアドバイザー交通費をアドバイザーに直接支払い、その受領の署名を付記する。
当該交通費は基本費用を距離に関係なく3000円とする。地理的条件や加盟団体の取り決めが別にある場合は加算することが出来る。

本A講習会参加の各位は自分の水域および近傍において積極的にB講習会を実施し、参加者をアドバイザーに認定する。そのリストはそのつど外洋統括委員会安全委員会事務局に報告しなくてはならない。報告を受けた事務局はその名簿を安全の公式サイトに掲出して必要に応じて常に確認できるようにしておかなくてはならない。

2、安全委員会として J S A F への提言

ヨットの通信手段としての VHF 免許制度の届出制への移行

船検と S R 登録のダブルスタンダードの現状からヨットにおける S R 制度への統合
上記 2 項目は積年の要求であり、J S A F として今年度以降もっと積極的に関係官庁への働きかけを行うことを機関決定してもらうべきである。

3、B 講習会での講習内容の項目提示を安全委員会で実施する

4、I S A F への質問事項

3 . 0 2 . 4 可動バラストシステムの作動のための手動 secondary system の規定は上下式キールなどの場合、Primary の自動システムがなくても可としてよいか

3 . 2 7 . 1 航海灯の位置に関してガンポールタイプのジェネカーの場合でパウパルピットに航海灯を設置するタイプは可とみなすか

3 . 0 8 . 4 b) コンパニオン 「ウェイが開閉のいかなる状態でも維持できる固定装置を持つこと」の意味は「閉じている場合も開いている場合も位置を維持できる装置」でよいか。半閉め、1/4 閉めなどいかなる状態でも固定できる装置が当面は開か閉のいずれの位置でも固定できるものとして運用を行う。

4、S R 統一解釈事項

1) 3 . 0 9 . 8 a) b) コックピット後端に開閉式のふたがある場合、蓋と船体の隙間の総和が本項での数字を満足してはならない

2) 3 . 1 4 . 5 ライフラインの本数が 1 本のヨットは 2 段目の装着を推奨する

3) 3 . 2 1 . 3 非常用飲料水に関して、容器に水を充填して自分で封印する場合も可

4) 3 . 2 7 . 4 予備航海灯は日本国内で市販されている電池式のものも可

5) 3 . 2 9 . 1 n) 該当カテゴリーを MoMu3 とし 4 を削除

6) 4 . 0 4 . 2 以下を推奨しカテゴリー 4 では推奨とする。

7) 4 . 0 5 . 1 自動式消火器は本項の個数としては認めない

8) 4 . 2 1 . 1 b) チェックシートに誤りがあり、本条文に注意

9) 4 . 2 2 . 1 b) 香料袋はシーマーカーと訳す

1 0) 5 . 0 2 5 . 0 2 と 5 . 0 2 . 1、同 a) までの対象カテゴリーを # # とす